

# 「高度施設園芸の実態調査及び経営モデル検証等に関する 委託業務」に係る企画提案募集要領

## 1. 募集の趣旨

本県では、温暖な亜熱帯性の気候を生かし、冬春期におけるゴーヤー等野菜類の生産振興に努めており、生産性や品質の安定・向上を図るために栽培施設の整備に取り組んでいるところである。しかし、本県農業を取り巻く環境は生産コストの高騰等により厳しさを増しており、栽培面積の拡大が容易ではない現状においては、単位面積当たりの生産性向上が喫緊の課題となっている。そこで本委託業務では、スマート農業技術等の導入による施設園芸の生産性向上に向け、高度施設園芸の実態調査及び経営モデル検証等を実施するとともに、その実施主体となる経営人材の育成に取り組む。

## 2. 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4 第1項及び沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第6条の規定に該当しないこと。共同事業体（以下、「コンソーシアム」という。）の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

※地方自治法施行令第167条の4 第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者を参加させることができない。

※沖縄県暴力団排除条例第6条

県は、公共工事その他の県の事務又は事業が、暴力団員による不当な行為を助長することとならないよう、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

- (2) 単独で本業務を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を設置している法人であること。コンソーシアムで本業務を実施する場合には、沖縄県内に本店又は支店を有する事業者が必ず1社以上参加していること。
- (3) 沖縄県の農業、特に園芸品目（野菜・花き・果樹）に関する基本的な知識があり、本企画提案と類似の提案における受託実績を有している企業・団体であること。
- (4) 別添企画提案仕様書の趣旨に則るとともに、県の施策等を十分理解し、本業務の実施にあたって県と密接に連携できること。
- (5) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、コンソーシアムにあたっては、それぞれ1名以上の主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

- (6) コンソーシアムの要件は以下のとおりとする。
- ア コンソーシアムを代表する事業者が応募を行うこと。
  - イ コンソーシアムの構成員の全てが上記応募参加資格（1）の要件を満たす者であること。
  - ウ コンソーシアムの構成員のいずれかが上記応募参加資格の（3）を満たす者であること。
  - エ コンソーシアムの構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
  - オ コンソーシアムを代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。

3. 委託する業務内容

別添「企画提案仕様書」のとおり。

4. 企画提案上限額

9,600,000円以内（消費税及び地方消費税込み）

※ただし、この金額は、企画提案公募により設定したものであり実際の契約額とは異なる。

5. 委託業務の期間

契約締結の日から令和8年3月11日（水）まで

6. 応募の手続き等

(1) 応募に係る質問

- ア 受付期間： 公募開始日～令和7年5月7日（水）17:00まで
- イ 質問方法： 15の問い合わせ先に、質問書【様式8】を電子メールにより提出すること（受信確認必須とする）。
- ウ 質問回答： 5月9日（金）以降に沖縄県ホームページ（農林水産部園芸振興課）に掲載する。

(2) 企画提案応募申請

ア 提出期限： 令和7年5月16日（金）17:00まで

イ 提出書類： 応募申請書【様式1】

企画提案書等応募書類一式【様式2～7、参考資料】  
(下記7. 参照)

ウ 提出方法： 持参又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とすること。

※コンソーシアムでの応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。

## 7. 提出物

- (1) 応募申請書 ..... 【様式 1】
- (2) 企画提案書 ..... 【様式 2】
- (3) 会社概要書 ..... 【様式 3】
- (4) 積算書 ..... 【様式 4】
- (5) 実績書 ..... 【様式 5】
- (6) 誓約書 ..... 【様式 6】
- (7) コンソーシアム協定書 ..... 【様式 7】
- (8) 参考資料（必要に応じて追加を求めることがある）

- ※ コンソーシアムの場合は、会社概要書【様式 3】、実績書【様式 5】、誓約書【様式 6】については構成員ごとに作成するとともにコンソーシアム協定書【様式 7】の写しを添付すること。
- ※ 会社概要書【様式 3】には直近 2 期分の決算書も添付すること。コンソーシアムの場合は全構成員分添付すること。
- ※ 提出部数： 応募申請書 1 部、その他については各 10 部。  
(原本 1 部、残り 9 部は原本写しを提出)  
コンソーシアムの場合の提出書類は、様式ごとに構成員をまとめて綴ること。

## 8. 企画書等の体裁

原則として、A4 判、縦、左綴りとする。

特に、企画提案書【様式 2】については、書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。内容については、審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。

## 9. 審査の方法等

- (1) 応募数が 4 社以上あった場合は、農林水産部園芸振興課において一次審査（資格及び書類審査）を行い、上位 3 社を決定した上で、二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。応募者が 3 社以下の場合は、一次審査として応募資格等要件の適合を確認したのち、適格者全てを二次審査の対象とする。
- (2) 二次審査は、農林水産部園芸振興課が設置する企画提案書審査会において、各応募者のプレゼンテーションを 11 の評価基準に基づき評価・採点する。
- (3) 総合得点の高い方を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。（今回の募集は企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。）
- (4) 前項による応募者の審査結果については、後日速やかに書面にて通知を行う。なお、順位が 1 位となった者については、電話またはメールにて事前に連絡する。

- (5) 審査結果については、農林水産部農林水産総務課において、閲覧による公表を行う。公表を行う事項は以下の通りとする。
- ア 最優秀提案者とその評価点  
イ 全提案事業者の氏名 ※申込順に記載  
ウ 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載  
エ その他
- (6) 審査課程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があつたと判断される場合は、選定後でも失格とする。

## 10. 二次審査（プレゼンテーション審査）

- (1) 日時：令和7年5月23日（金）（予定）  
(2) 場所：沖縄県庁内 会議室（予定）  
(3) 提出した提案書に基づき説明すること。  
※当日の追加資料の提出・配布は一切認めない。  
※ノートパソコン及びプロジェクターの利用を可能とする（利用する場合は事前に申し出ること）。  
(4) 審査会場への入場者は3名以内とし、各々20分間（プレゼンテーション15分、質疑応答5分）でプレゼンテーション審査を行う。  
(5) プrezentationを行う時間帯については、別途書面通知及び電話連絡を行う。なお、開催日の変更があった場合も同様に連絡する。

## 11. 評価基準

- (1) 基本認識  
沖縄県における農業振興（特に園芸品目）の現状や課題に関する基本認識を有しているか。
- (2) 企画提案書の内容  
ア 事業目的の理解度  
・本事業の目的に適切に対応した提案になっているか。  
イ 提案内容の優良性  
・提案内容は業務項目に応じて、明確性、具体性、妥当性、現実性を伴っているか。  
・事業成果の発展可能性は有しているか。  
ウ 事業実施計画の妥当性  
・実施スケジュール、事業実施手順・手法は具体的かつ適切に示されているか。
- (3) 業務遂行体制・業務実績の評価  
ア 事業を的確に実施するために必要な実施体制（人員配置、対応人数）、役割分担、責任体制が明確になっているか。  
イ 類似業務等の実務実績は十分か。
- (4) 積算書  
ア 積算書は正確かつ透明性が有り、経済的合理性が高いか。  
イ 本業務を適切活効果的に実施するための適正な積算内容となっているか。

## 12. スケジュール（予定）

令和7年4月25日（金）	公募開始
5月7日（水）	質問締切
5月16日（金）17:00	企画提案応募締切
5月19日（月）	一次審査結果通知
5月23日（金）	二次審査（プレゼンテーション審査）
5月27日（火）	二次審査結果通知（採択予定者通知）
6月上旬	委託契約

## 13. その他留意事項

- (1) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失効又は無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて、企画提案書等が提出された場合
  - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ウ 本公募要領に違反すると認められる場合
  - エ 担当者が予め指示した事項に対応しなかった場合
  - オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出にあたっては使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 審査結果は、契約を保証するものではない。
- (4) 契約締結は、企画提案審査委員会で最高順位の候補者に対して誘引を行うが、当該候補者との協議が整わなかった場合には、次点の候補者と協議を行うものとする。
- (5) 提出書類の作成・提出、ヒヤリング、プレゼンテーション等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (6) 委託業者の選定は非公開で行い、審査の経過等審査に関する問い合わせには一切応じない。
- (7) 1事業者（コンソーシアム）あたり、提案書は1件とする。
- (8) その他詳細は、企画提案仕様書のとおりとする。

## 14. 委託企業決定後の業務執行について

### (1) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (2) 委託業務の実施にあたっては、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、事前に書面による承認を県から得た場合は、この限りではない。
- (3) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (4) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

※ 契約保証金について（沖縄県財務規則 抜粋）

101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 5 及び同法第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 力年に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて誠実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 隨意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄与に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要ないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

15. 問い合わせ先、質問書・応募申請書提出先

沖縄県農林水産部 園芸振興課 野菜花き班  
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 (県庁9階)  
電話番号: 098-866-2266 FAX: 098-866-8689  
Eメール: [aa049000@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa049000@pref.okinawa.lg.jp)  
担当: 目取真、親泊